第２節　予想超過収益金の使途
予想された額を超える収益金の使途については、以下のとおりである。
⑴　更生計画の遂行上必要欠くべからざる運転資金及び設備投資に使用する。
⑵　さらに余裕がある場合又はその他の事情により繰り上げ弁済が相当と思料される場合には、裁判所の許可を得て、更生担保権、優先的更生債権又は一般更生債権の繰り上げ弁済資金に使用する。
第３節　共益債権とその弁済方法
第１　支払共益債権
更生手続開始の決定日から基準日までに支払済みの共益債権額は、別表13「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおりであり、合計約８億8795万円である。
第２　未払共益債権
基準日現在の未払共益債権は、別表13「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおりであり、合計約１億4546万円である。
第３　共益債権の弁済方法等
上記第２記載の未払共益債権及び基準日の翌日である平成22年４月１日から更生手続終結までの間に生じる共益債権は、営業収益金その他をもって随時弁済する。
第７章　少額更生債権の弁済
更生会社が、会社更生法第47条５項の規定により裁判所の許可を得て弁済した少額の更生債権の総額は、別表14「少額更生債権弁済一覧表」記載のとおりであり、275万7863円（債権者57名）である。
第８章　定款の変更
更生会社の定款の一部を、別表15「定款変更表」記載のとおり変更する。但し、定款第６条の変更の効力は、第５章第２節第１の３の払込期間の末日に生じるものとする。
第９章　役員の選任等
第１節　取締役及び監査役（以下、「役員」という。）の選任並びに代表取締役の選定
新しい役員及び代表取締役は、管財人が裁判所の許可を得て選任又は選定する。
第２節　役員の任期
上記役員の任期は、更生計画認可決定の日から１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
第３節　役員の変更、補充又は増員
上記の任期内に役員の変更、欠員の補充又は増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て管財人が選任する。
変更又は補充により選任された役員の任期は、前任者と同一期間とし、増員により選任された役員の任期は、他の役員の残任期間と同一期間とする。
第４節　役員の報酬
前記役員の報酬は、裁判所の許可を得て、管財人が決定する。
第５節　支店の設置等
管財人は、裁判所の許可を得て、支店を設置し、変更し又は廃止することができる。
第10章　その他の必要的記載事項
会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に規定する事項は存在しない。
以上
別表１ないし17（省略）
東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

平成２２年（再イ）第５５１号
札幌市西区西野５条８丁目13番16号
再生債務者　葛西　義文
１　決議に付する再生計画案　平成22年12月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成23年１月４日まで
平成22年12月７日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第５６９号
札幌市南区澄川２条４丁目５番６号
再生債務者　中島　トミ
１　決議に付する再生計画案　平成22年12月３日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成23年１月４日まで
平成22年12月７日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第５７８号
札幌市北区屯田９条11丁目２番18―203号
再生債務者　米林　　旦
１　決議に付する再生計画案　平成22年11月29日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成23年１月４日まで
平成22年12月７日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第３１号
北海道余市郡余市町富沢町７丁目46番地
再生債務者　岩崎　雄斗
１　決議に付する再生計画案　平成22年12月３日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成23年１月４日まで
平成22年12月６日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（再イ）第３２号
北海道小樽市最上１丁目34番21号　天狗山202号
再生債務者　平谷　義彦
１　決議に付する再生計画案　平成22年12月３日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成23年１月４日まで
平成22年12月６日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（再イ）第３５号
北海道小樽市奥沢４丁目29番16号
再生債務者　鷹島　雄太
１　決議に付する再生計画案　平成22年12月３日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成23年１月４日まで
平成22年12月６日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（再イ）第５１号
北海道旭川市春光町国有無番地　陸上自衛隊
再生債務者　松井新太郎
１　決議に付する再生計画案　平成22年12月３日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成23年１月４日まで
平成22年12月７日　　旭川地方裁判所民事部

平成２２年（再イ）第１１号
秋田県大仙市協和稲沢字落合上野96番地
再生債務者　佐川　　護
１　決議に付する再生計画案　平成22年12月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成23年１月４日まで
平成22年12月７日　秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（再イ）第１１号
福島県南相馬市鹿島区小池字宮前下106番地の１
再生債務者　竹内　初男
１　決議に付する再生計画案　平成22年11月17日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成23年１月４日まで
平成22年12月７日　福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（再イ）第４３号
福島県いわき市内郷御台境町前田26番地の１
カトルメゾンＢ101
再生債務者　須田　一也
１　決議に付する再生計画案　平成22年12月３日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成23年１月４日まで
平成22年12月７日
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（再イ）第１３３号
埼玉県川越市大字木野目89番地８
再生債務者　出井　法雄
１　決議に付する再生計画案　平成22年11月８日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成23年１月４日まで
平成22年12月３日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第７２号
神奈川県座間市座間２丁目258番地の７
再生債務者　日髙　千明
１　決議に付する再生計画案　平成22年11月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成23年１月４日まで
平成22年12月７日
横浜地方裁判所相模原支部